

自転車乗車用ヘルメット購入助成事業規程

制定 平成26年 8月21日

改正 平成26年11月14日

平成28年 3月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、自転車乗車中のけがの軽減等自転車交通安全と自転車マナーの向上を図る自転車乗車用ヘルメット購入助成事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 平塚市に住所を有する者で、この規程により未使用の自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入する時に年齢が13歳未満の幼児及び児童をいう。
- (2) 特定取引 自転車乗車用ヘルメット購入助成券（申請書）（以下「助成券」という。）が対価の弁済手段として使用されるヘルメットを購入をいう。
- (3) 事業協力店 平塚市内において自転車小売専門店、スーパー・マーケット等自転車の小売を業とする事業者（電子販売取引業及びリサイクル業を除く。）のうち、公益財団法人平塚市まちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）に対しこの事業への協力申出を行い、受け取った助成券に係る助成金に相当する金額を理事長に対し請求することができる事業者として、公益財団法人平塚市まちづくり財団に登録された者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、市内に住所を有する者で、ヘルメットを購入した児童の保護者とする。ただし、児童一人につき年1個を限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、ヘルメット1個につき1,000円とし、購入金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1,000円未満の場合は、その購入金額とする。

(助成券の使用範囲等)

第5条 助成券は、助成対象者と事業協力店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 助成券の使用期間は、理事長が別に定める。
- 3 事業協力店は、特定取引に使用される助成券に記載された助成金額が特定取引の金額を上回るときは、助成対象者に対し、当該特定取引の金額を上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

(事業協力店の登録等)

第6条 この規程によるこの事業に協力し、ヘルメットを販売する者は、理事長に事業協力店登録の申出を行うものとする。

- 2 前項の規定により事業協力店登録の申出をしようとする者は、申込書及び理事長が必要と認める書類を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、次の各号のいずれにも該当すると認めた者を事業協力店として登録し、事業協力店章を交付するものとする。
 - (1) この事業の趣旨に賛同し、協力する意思があること。
 - (2) ヘルメットを販売していること。
 - (3) ヘルメットの使用方法について指導する十分な知識を持った従事者がいること。

(事業協力店の責務)

第7条 事業協力店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において、助成券の受取を拒まないこと。
- (2) 助成券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) この事業で取り扱う個人情報は、この事業の目的以外に使用しないこと。
- (4) その他理事長がこの規程の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

2 理事長は、事業協力店が前項各号に規定する事項に反する行為をした場合は、事業協力店の登録を取り消すことができる。

(助成券の負担金請求手続)

第8条 事業協力店が、特定取引において受け取った助成券に係る助成金に相当する金額を請求しようとするときは、助成券、請求書その他理事長が必要と認める書類等を理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する請求は、特定取引のあった月の翌月の理事長が指定する期間に行うものとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りではない。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、助成対象者又は事業協力店が偽りその他不正な手段により、この規程による助成を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(申込書等の様式)

第10条 この規程の施行上必要な助成券等の様式は、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、自転車乗車用ヘルメット購入助成事業について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。